東京三弁護士会公益通報問題研修会「内部告発と弁護士の役割～あるべき公益通報者保護のために～」

東京三弁護士会公益通報者保護協議会議長　光前 幸一（29期）

シンポジウムの目的

東京三会の共催による公益通報者保護法シンポジウム「内部告発と弁護士の役割～あるべき公益通報者保護のために～」が，1月13日に弁護士会館クレオで行われた。公益通報者保護法は，内部告発者の保護を徹底することによって企業や官庁の違法行為をあぶり出し，公共の利益を維持することを目的としている。平成18年4月に施行された僅か11か条の法律であるが，まだ，弁護士を含め社会に広く浸透したとは言いがたい。通報への適切な対応は消費者の利益に直結することから，同法は消費者庁の所管となり，平成23年を目途に運用状況を見据えた改定も検討されている。

本シンポジウムは，弁護士業務及び弁護士会の活動という視点から，この4年間の法運用の状況を振り返り，改善点を探るものとして企画され，米津 航弁護士（第二東京）と遠藤洋一弁護士（第一東京，消費者庁企画課長補佐）の各講演と，朝日新聞の奥山俊宏記者（著書「内部告発の力」等），中村雅人会員（東弁，消費者庁「消費者委員会」委員），遠藤洋一弁護士によるパネル討論が行われた。

米津弁護士と遠藤弁護士の講演

米津弁護士からは，この法律への各地の弁護士会の対応は低調で，東京三会に対する通報相談件数も4年間で100件余りに止まっている状況等が報告された。しかし，寄せられる相談内容は，事実や法律関係が複雑で取扱いや判断に注意を要するものが多いことが指摘され，弁護士会として充実した取り組みの必要性が強調された。

遠藤弁護士からは，法律の運用状況（法律の認知度，企業等の通報受理体制の整備状況，通報者の保護の実情）や，会社法，金商法等との関係，弁護士として通報事案に関与することにより発生する法律問題が紹介された。裁判例の集積も乏しく，弁護士倫理とも密接にかかわる事項が多いことから，各方面からの検討を要望された。

パネルディスカッション

奥山記者，中村会員，遠藤弁護士のパネルディスカッションでは，英国や米国の公益通報制度との比較を含め，法運用の評価や改善点，弁護士の役割などが，実例をふまえながら意見交換された。

「内部告発」はときに権力と対峙するものであり，不正を隠蔽し自己の利益を図る「密告」とは本質的に異なること，通報による違法行為の改善事例が増えてはいるものの，通報制度の意義を理解せず通報の隠蔽や通報者に対する不利益処分も目立つこと，弁護士の無理解から通報をめぐる無用なトラブルが発生していること，弁護士が企業側で通報事案にかかわる場合，常に利益相反のおそれがあること等が指摘された。また，法律の改善点としては，通報対象事実や保護要件の明確化，マスコミ等への外部通報要件の緩和，企業等への罰則規定の導入，通報者の免責制度の必要性などがあげられ，自由な通報の精神が根付くまでの地道な活動の重要性も指摘された。権利や自由の制度は祝福するより擁護することのほうが数倍も難しく，これを実行することはさらに困難と言われる。公益通報の運用をサポートする立場にある弁護士がこの制度の重みを十分理解することが，制度の信頼を根付かせる核心であることを照射するシンポジウムとなった。